

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

### （開催要領）

- 1 日時 令和7年6月23日（月）15時12分～15時52分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第2共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部健康マネジメント学科教授

#### <自治体等>

樽井 功英	北海道 経済部 GX推進局GX推進課 GX特区推進担当課長
納 真悟	札幌市 まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室 国内金融誘致・事業担当部長
七田 恒	札幌市 まちづくり政策局 グリーントランスフォーメーション推進室 金融・資産運用特区担当課長

#### <省庁等>

古角 壽雄	金融庁 企画市場局市場課 市場機能強化室長
矢田部 徹	金融庁 企画市場局市場課 課長補佐

#### <事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
佐藤 弘毅	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
塩屋 孝志	内閣府 地方創生推進事務局 企画調整官
森 拓真	内閣府 地方創生推進事務局 主査

(議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 データセンターREITの促進に関する提案
  - 3 閉会
- 

○森主査 それでは「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は、「データセンターREITの促進に関する提案」ということで、札幌市様、北海道様、また、金融庁様にオンラインにて御出席いただいております。

本日の資料は、札幌市様と北海道様、金融庁様から御提出いただいております。後日公開予定となっております。また、議事につきましても同じく公開予定です。

本日の進め方でございますが、まず、資料の説明を札幌市様から5分程度、また、金融庁様から、その後5分程度行っていただきます。その後、委員の先生方による質疑に移りたいと思っております。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは「データセンターREITの促進に関する提案」に関しまして、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。本日は、皆様、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、早速、札幌市様から御説明をお願いいたします。

○納部長 今日はお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。札幌市GX推進室事業担当部長の納と申します。

「データセンターREITの促進に関する提案」につきまして、概要を御説明いたします。

2ページ目の「データセンターを取り巻く背景」を御覧くださいませ。

北海道は、再生可能エネルギーのポテンシャルが全国随一であり、冷涼な気候や豊富な再生可能エネルギー、首都圏との同時被災リスクの低さなどから、データセンターの立地に最適な環境であります。

生成AIの登場により大規模なデータセンターの立地が進んでおりまして、日本におけるAIシステムの市場規模は、2023年では約6900億円ですが、2028年には約2.5兆円と5年間で約4倍の規模になると予測されております。そして、日本のデータセンターサービスの市場規模は、2022年では約2兆円ですが、2027年には約4.2兆円と、5年間で約2倍の規模になると見込まれておりまして、北海道においても、今後もデータセンターの立地が進むものと考えられております。

3ページ目を御覧ください。

この図は、北海道内の主要なデータセンターの立地状況です。

現在、国内のデータセンターの約8割は、東京圏や大阪圏に集中しておりますが、国では、地方への分散を目指すこととしております。そして、このような中、ソフトバンク社

のデータセンターなど、北海道の優位性を生かした立地が進んでおります。

4 ページ目の「現状・課題」を御覧ください。

まず、データセンターには巨額な初期投資が必要であり、投資資金の調達課題として挙げられます。特にデータセンターは、土地や建物に比べて、インフラ設備である電源や空調のほかサーバーなどのIT設備に多大なコストがかかります。資金を調達するには、REITの手法も有効と考えられますが、今までのデータセンターの投資対象は、土地・建物のみであり、現行のREITはデータセンター投資に合っておりません。データセンターの建設コストに占める割合は、一般的に土地と建物を合わせて約2割、電源や空調などのインフラ設備が約5割、残りの約3割をサーバーなどのIT設備が占めると言われております。つまり、土地と建物のほか、インフラ設備を加えることで投資対象が約7割まで拡大することになります。しかし、現状では、インフラ設備である電源や空調などのいわゆる電力ファシリティが、REITの対象不動産となるか明確化されておられません。

これらを踏まえ、5 ページ目の提案内容と必要な規制改革事項について御説明いたします。

現状では、データセンターは、土地・建物である不動産に対して、電源・空調などのインフラ設備が資本構成において高い割合を占めております。また国内のREITは、投信法により主として50%超を不動産で構成する必要があります。つまり、不動産に電源設備や空調設備などが含まれるかどうか明確でないことが、REITの組成を妨げていると考えられます。このことから、REITの対象資産である不動産に、電源設備や空調などを含めることを明確化するといった提案をさせていただくものです。明確化により、データセンターのREITの組成が促進され、投資拡大につながるものと考えております。

6 ページ目の「実現される姿」を御覧ください。

データセンター事業者が資産をREITに売却することで、早期の資金回収ができ、次のデータセンター建設に必要な資金の確保が可能となります。また、データセンター事業者は、REITに売却し、資産を流動化することで、資産がバランスシートに計上されることによる資本効率が改善され、融資の獲得が有利となります。北海道のポテンシャルと投資商品の増加や資金調達環境の整備を促進することを掛け合わせることで、データセンターの集積がさらに加速していくものと考えております。

札幌市からの説明は以上であります。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁様から御説明をお願いします。

○古角室長 本日は説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。金融庁企画市場局市場課で市場機能強化室長をしております古角と申します。本日は、投資法人のデータセンターへの投資について説明させていただきます。

資料ですが、1 ページをまずお開きいただければと思います。

このページでは、まずREITの仕組みと申しますか、概要を説明させていただいておりま

す。そこに書かせていただいておりますとおり、REITというのは、資産を主として不動産に投資をする。投資として運用することを目的として、投信法に基づいて設立された投資法人を指しております。

その絵で書いてありますREITの仕組みでございますけれども、投資法人を設立いたしまして、そこで投資証券というものを発行いたします。これを投資家に販売しまして、投資家から出していただいた出資のお金でございますけれども、これをREITのほうで集めまして不動産等へ投資をいたします。そこで上がった収益を分配いたしまして、投資家のほうへ還元をするという、簡単に申しますとそういった仕組みになっております。

投資法人につきましては、資産の運用とか資産の保管、それから、一般事務というものは外部へ委託が義務付けられておりまして、投資法人自体は、投資の箱として利用されるということになっております。

皆様、よく見られるのは、投資法人の中でも、その投資証券を証券取引所に上場いたしまして、取引所で売買が行われるようになってきているものが多いかと思っております。それは、資料の右下に書いておりますけれども、投資主となった投資家が投資証券を取引所で売買をすることができて、それが広く流通していくということになっております。

では、資料2ページをお開きいただければと思います。

「投資法人の投資対象」でございますけれども、法令、これは「投資信託及び投資法人に関する法律」というのがございまして、そこで特定資産に50%以上投資をする必要があるという定めをしているところでございます。参考として条文をそこに付けさせていただいておりますけれども、まず、投信法の2条の12項を御覧いただけると分かりやすいかと思いますが、投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律（投信法）に基づき設立された社団を言うこととされております。

この特定資産というものが、2条の1項のほうに書かれておりますけれども、下線を引いているところ、主として、有価証券、不動産その他の資産、投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの、これを特定資産とさせていただきます。

具体的な政令で何が定められているかというのが、その一番下で、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」というものに定めてございます。その第3号で不動産、その他、4号、5号で、不動産の賃借権か地上権というものも入っております。

では、次に、資料の3ページをお開きいただければと思います。

こちらは、北海道さん、札幌市さんのほうから、先月の末、29日に提案をいただきました御要望ということで、今回、この会議につながっているもととなる御要望と認識しております。

次に、4ページを開いていただければと思います。

そのほか、先週ですけれども、6月13日に閣議決定されました実行計画、それから、財政運営と改革の基本方針というのものにも同様の文言ですけれども、国内のデータセンターをREITの保有資産として組み入れるための環境整備を行うといったようなことが盛り込ま

れているところでございます。

次に、5ページをお開きいただければと思います。

今回、御提案をいただいたことを踏まえまして、今後の対応をどうするかということでございますけれども、金融庁といたしましては、データセンター内の設備、例えば、受変電設備、非常用発電設備、空調設備等の設備でございますが、これらのうち、一定の設置態様を取っているものについては、特定資産である不動産に該当すると考えておりまして、したがって、REITへの組入れが可能であると考えております。

ですので、今回御提案をいただいたことも踏まえまして、今後、こういった設置態様で設置されているものであれば不動産に該当すると考えられるかといったようなことを外部に明確化するために、何か公表するなりしてお示しするということを検討させていただきたいと考えております。

金融庁からの説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

私のほうから。

おそらく金融庁様への御質問になるかと思うのですが、今回、積極的な御検討をいただきまして、まずありがとうございます。御礼申し上げます。不動産にこういったものが入るのかということについては、私、不勉強なのかもしれませんが、当然に入るように私は思っていたのですが、その考えというのが、民法で土地と建物は不動産になっていて、建物は、普通は建築基準法の建築物に該当するのかなと思っていたのです。

その建築物の中には、いわゆる建築物だけではなくて建築設備というものも入っていて、建築設備の中には、電気とか今回出てくるような空調設備は当然に入っているような、そういう書きぶりになっているために、不動産は、通常の言葉で書かれた場合には、そういったルートで、おそらく今回の受変電設備とか非常用発電設備とか空調設備などが入ってきて、金融庁様がおっしゃるような設備の態様が云々という前に、基本的にはもう全部入っているものだと思っていたのですが、それは、REITの対象となるような不動産というのは、金融庁様のほうで一々定義し直さなければならないようなもので、例えば、今回のようなリクエストに応じてQ&Aのような形で明らかにする必要があるがそもそもある。そういう個別に定義を明確にしていかなければならないようなものなのか。

それとも、私が最初、かなりプリミティブな思いかもしれませんが、基準法の建築物の中には建築設備が入っているから、そもそも入るものというような考えを示していただければ、個別個別のリクエストごとにこういう対応を取らなくてもいいようなものなのかということをお伺いできればと思います。

要は、REITの対象となるような不動産というものが、金融庁様の、そもそも投資信託及び投資法人法に関する法律の解釈の中で一々明確にしなければならないようなものなのか、

それとも、普通に裸で「不動産」と使っている場合には、民法と建築基準法で明らかになるものだと思えばいいものなのかということをお伺いできればと思います。

○古角室長 ありがとうございます。

おっしゃいますとおり、例えばビルを建てたときに、電気設備というものが入っていて、それはもう建物と一体化をしていて不動産に含まれているというものもかなりあると思っております。ですので、そういうものについては、現状でも色々オフィスビルとか、色々な建物がREITの中に入っているものもございますけれども、そういったものも含まれている可能性はあると思います。

我々、従来から、こういった、例えばデータセンターで設置されているような大規模な変電設備とか、非常用発電とか空調とかそういったものについて、入らないということをおっしゃっていただけではなく、ただ、なかなか聞かれる機会もなかったのも、はっきりしていなかったのかもしれないのですけれども、基本的に、そういう設備があるものについては、不動産に含まれるのではないかと従来から思っていました。

ただ、建築基準法の細かい仕訳は、我々は承知していないところもあるのですけれども、例えば動産と不動産と分けたときに、建物の中に置いてある、動産のような動かすことがすぐにできるようなもの、そういったものだと、不動産に入らないものも考えられることは考えられると思っております。そうすると、REITを組成する業者の皆さんが、かなり保守的に考えて、これは、そもそもREITに当たらないとすると、色々税制上の扱いが違ってきたりして後で困るのではないかと考えて、なかなか投資というものに踏み切れていない部分もあったのかなと思っております。

ですので、解釈を示すことによって、より皆さんが組成がしやすくなるということはあると思っておりますので、今回、御要望いただいたことも踏まえまして、解釈を示させていただきますところでございます。

○中川座長 分かりました。ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうも御説明いただきまして、ありがとうございます。

非常に前向きにお話しいただいた部分もあったと思っております。金融庁様のほうにも前向きに御検討いただいているように思っております。

この点は、中川座長とも少し議論があったところだとは思いますが、実際、どういう範囲が入っているとよいのかは、多分、要望者のほうにももう少しお伺いしたほうがいいのかとも思いました。札幌市、北海道様のほうで、改めて、電源設備や空調設備について、金融庁様の回答でも、一定の設置態様についても含めて御回答はございましたが、設置対応の点や、そのほかにこういう設備も実際にはあるのではないかとということで、お考えになっているようなところがあれば、是非お伺いしたいと思いました。いかがでしょうか。

○中川座長 札幌市様、お願いします。

○納部長 落合委員、御質問、ありがとうございます。

おそらく、データセンターのほうは、例えば、電源が喪失した場合に、電源が供給されなかった場合にもしっかり何日か動けるようなものでなくてはいけないということもございまして、例えば、地下部分とかに非常用電源がどんと大きく置かれることもございまして、それを不動産の一部というように認めていただくということが大きな事例の一つになるかなと思います。

私からは以上であります。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そのほかの、電源と空調設備以外については、元々の御提案としては一応「等」というのもありますが、「等」の中に何が入るかというものとしては、何かほかにはありますでしょうか。多分、明確に議論しないと、含まれる、含まれないということが必ずしも明確化できない可能性があると思いましたので、「等」の内容をお伺いしたいと思いました。

○古角室長 電源設備、空調・冷却設備のほかですと、セキュリティー設備などが入ってくるのかなと思います。例えば入退室管理システムとか監視カメラ関係、あと、ゲート、エアロックなどの境界防御システム、そのようなものもデータセンター特有のものかなと考えております。

以上であります。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今、御説明いただいた内容は、不動産というか、建屋や土地に固定されていて、一体として運用されているような、そういった物理的実体を持つような設備についておっしゃっていただいたようにも思いますけれども、そういった理解でよろしいでしょうか。

○古角室長 はい。そのとおりであります。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、座長、金融庁様のほうにも追加して、明確化のためお伺いしたいと思います。

○中川座長 お願いします。

○落合座長代理 今、札幌市のほうから御説明いただいた内容で言いますと、地下に埋設されているような非常用電源がありました。ただ、これは建物と一体となってデータセンターとしての運用、一体的に機能しているものであるというように見受けられます。こういったものは、改めて一定の態様という中で一応読めるということでもよろしいかどうかということが一つです。

もう一点、先ほどおっしゃられていたようなセキュリティー関係ということで、防御壁やシャッター、カメラであったりも、建物内に固定されて一体として運用されていますが、こういったものが読めるかといった点もあるということでした。この点について、先ほどの態様というよりかは、特定資産である不動産に該当するかないかが改めて論点になるかと思いましたが、ここはどのように読めますでしょうか。

○古角室長 先ほどお話しいただきました、例えば非常用発電設備のようなものとか、先ほどおっしゃられたように地下に固定をされているようなものということでございましたら、おそらくは入ると考えられるのではないかと考えております。

我々、今、想定しておりますのは、例えば、ほかにもエレベーターといったもの、あとは無停電電源装置の大きいものとか、そういったものは入る可能性はあると考えております。

先ほどおっしゃいましたセキュリティー関連の設備ですけれども、例えばシャッターのようなものは、建物にもう固着しているようなものが多いと思いますので、おそらく入るかなと考えております。

カメラは、正直言って設置態様がどのようになっているか分からないですけれども、カメラ単体ということでしたら、容易に交換できるようなものだとちょっと厳しい面はあるのかなと考えているところでございます。

○落合座長代理 分かりました。どうも御説明、ありがとうございます。

かなり積極的にお話しいただいたと考えておりました。気になりましたのが、おそらく当たる可能性があるという点は、これは今後、何か考え方を明確化して、何らかの形で公表していただくということで、今の時点では、そこがまだ最終的にどういう規範にされるのかどうかは明確ではないので、「多分」というおっしゃり方をしているという理解でよろしいでしょうか。

○古角室長 そのようにお考えいただいて結構です。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

では、私は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀真奈美委員、お願いします。

○堀（真）委員 生成AIの登場などでデータセンターの需要が高まっているのは、おっしゃっているとおりだと思います。データセンターそのものは、電力供給の安定化のためにもとても必要だと思いますがそれ自身が環境負荷を高めるものになっては問題だとは思いますが、今回、GX推進、データセンターの再生可能エネルギー利用という形で投資をしやすいに進めているということだと思っていますので、今回の懸案となっているインフラに係る電源設備、空調設備、非常用発電、セキュリティー関連の設備自身が、環境負荷が高まらないようなものになっているのかどうかを確認させてください。

それから、もう一点は、北海道は、先ほどご説明いただきましたように、データセンターの立地に最適だということは理解できたのですが、そうすると、日本全体でも需要が高まっていく中、北海道だけで対応していくものなのか。現在北海道はどれぐらいのシェアをデータセンターで占めているのか、これから先、日本の中でのシェアを北海道が中心に進めていくということなのか、その辺の今後の方針というものを教えていただければと思います。

○中川座長 札幌市様、お願いします。あるいは北海道様、お願いします。

○七田課長 札幌市の金融・資産運用特区担当課長の七田と申します。御回答させていただきます。

今、北海道に大きなデータセンターの立地が進んでおりますけれども、それは、大きな要素としては、北海道で豊富な再エネに着目いただいて北海道を選んでいただいているということがあります。

今後、色々な大きなデータセンターの案件がございますけれども、その再エネの使用を前提として、色々な電源設備等、系統の接続も含めて御検討いただくものかなと考えているところでございます。

データセンターの立地の全国との状況の比較なのですけれども、今、通信網とかデータのやりとりの速度を考えますと、東京とか大阪でのシェアが高いと伺っておりますが、今後、この再エネ、電気の消費が、まさしくデータセンターでかなり使っていくこととなりますので、こういった北海道の、再エネの賦存が大きな地域にデータセンターの建設を進めていくという国の方針もございますので、今後は北海道もそういった全国的に分散をしていく中で、北海道の役割というのが、今後、大きなものになってくるものと考えております。

以上でございます。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

では、まだ現状では、そこまでシェア的には北海道が中心というわけではないですけれども、これから増やしていくためにも、今回のような提案をされていると理解しました。ありがとうございました。

○中川座長 ほかにいかがでしょうか。

○樽井課長 北海道庁なのですけれども、よろしいでしょうか。

○中川座長 お願いします。

○樽井課長 今の札幌市のほうからの御説明に少しだけ補足をさせていただきます。

北海道内で、今、データセンターが、私どものほうの調査で44か所確認しております。ただ、2年ほど前になりますけれども、その時点では、私どもの調整では38データセンターでしたので、そういった意味では、ここ一、二年の間でも既にデータセンターが増えてきていると。あと、先ほどの資料でもありましたが、ソフトバンクさんのような大きなAIのデータセンターも増えているといったような動きが見えてきております。

それから、国のほうでも、有識者会議のほうで、関東、東京とか大阪、そういったところの代替のデータセンターの集積ということで北海道、それから、九州もですけれども、そういったところが示されているところでございます。

私どもといたしましては、今回、特区の指定を受けたということで、税制優遇とか補助金も、データセンターにつきましては拡充するとか、そういった取組を積極的に進めることによってデータセンターの立地を増やしていこうということで、道庁内の誘致の部署と

連携しながら取り組んでいるところでございます。

ただ、全国的にデータセンターのシェアがどれぐらいかというところにつきましては、数値は把握していないものですから、私どもが、今、道内では44ぐらいはあるというところは把握しているという状況でございます。

以上です。

○堀（真）委員 ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

堀天子委員。

○堀（天）委員 御説明、ありがとうございます。

私も、REITの中にデータセンターも当然、今、非常に活況でありまして、設備のほうが含まれていないとすると、そこは含めていただくような改正を御検討いただくという方向性でよろしいのかなと思ったのです。

金融庁様に御質問は、今後の対応のところ、「データセンター内の設備のうち一定の設置態様のものについては、特定資産である『不動産』に該当し、REITへの組入れが可能」ということが書かれておりまして、この「一定の設置態様」というのはどういうものを指されているのか。もしかすると、REITへの組入れ可能な不動産が限られてきたという法律の経緯によるものなのか、あるいは、実態を見てということなのか、もう少し教えていただけると大変ありがたいと思いました。

北海道様に関しましては、もし御存じであれば、このデータセンターを設置いただく際に、どんな設備というものが求められているのか。REITにデータセンターを組み入れたいという事業者さんがいらっしゃった場合に、どの設備までということなのか、具体的なニーズをもし把握されている部分があれば、もう少し詳細を教えてくださいませんか。

以上2点です。

○中川座長 では、金融庁様から。

○古角室長 ありがとうございます。

では、金融庁から御説明させていただきます。

「一定の設置態様」と書いておりますのは、例えば、非常用電源のようなものが仮にあるとします。おそらくデータセンターで使われるような非常用電源装置というのは、先ほど御説明がありましたように、建物の地下とかに巨大なものが固定されてスタンバイしているというようなものが想定されているだろうと思います。

ただ、一方、非常用電源といいましても様々なものがございまして、例えば、家庭で使うようなポータブルな非常用電源というのもあり得ないものではないと考えております。ですが、さすがにそこまでを不動産に含めてしまうのは、ちょっとできないと思っております。

例えば、建物と分離しないような構造になっているとか、そういったような条件を満た

すようなものについては、不動産として考えてよいのではないかと考えておりますので、そういう要件をいくつか具体的に示させていただいて、こういうものであれば大丈夫ですということをお示しするというところを検討しているところでございます。

○納部長 札幌市です。

先ほど御質問のありました、どのような設備がデータセンターの中で求められているかということについてなのですけれども、先ほど来議論に出ております、無停電電源装置とか大型の非常用発電設備等々、いわゆる通常のオフィスビルに付けられている電源設備以上の、いわゆるデータセンターで必要となるような非常用電源関係、このようなものがまず求められておりますし、空調冷却設備、あと、先ほど私も申し上げましたセキュリティー関係の設備、このあたりをデータセンター事業者から、入れてくれというようなことのニーズをいただいているというところであります。

以上であります。

○堀（天）委員 分かりました。

REITがそもそも投資のためにつくられるようなエンティティであり、そこが、不動産に投資するといったときに、データセンターへの投資のためにREITがつくられるのだとすれば、あまり無関係なものが入ってくるということはちょっと考えにくく、どのように確定していくのかというのは、色々御検討いただくのかなと。

あまり杓子定規に不動産との物理的な一体性みたいなものを強固に求めていくと、それ以外のものが入らないとか、有機的にデータセンターの一体として使われる設備であれば、それは含まれるように、また、非常にAIの開発とかも進んできていますので、どんな設備が必要なのか、やってみて分かることもあるかもしれないです。もしかすると、紙に書いてしまうと、やはり入らないみたいなことがあるのかもしれない。目的に照らして、データセンターが必要とする、REITの保有資産として適切なものという観点で幅広く御検討いただければいいかなと思います。

最後は意見ですけれども、よろしく申し上げます。

○中川座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、本日は、関係者の皆様、ありがとうございました。

札幌市、北海道様の御提案に対して前向きな御対応をいただくというように理解しております。今後、不動産に該当すると考えられる設備の態様を明確化するというところを検討していただきたいと思いますが、その検討に当たりましては、最後に、堀天子委員が御指摘いただいたように、実態を踏まえた柔軟な検討をお願いできればと。さらにはスピード感を持って御検討をいただければと思っております。そのような方向で御検討いただきますことを要請申し上げて、今回の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、本日は、関係者の皆様、御出席いただきましてありがと

うございました。